

事例項目	下水道使用料未徴収について
事例発生日等	平成26（2014）年11月
担当課	上下水道局公共下水道課
事例概要	<p>発生までの経過</p> <p>①平成26（2014）年2月、公共下水道課にて、門真A団地(42～46棟)にお住まいの方を対象に、この3月末に公共下水道が使える地域になることと、それに伴い6月1日より下水道使用料のご負担をいただくことについての説明会を開催した。</p> <p>②平成26（2014）年11月27日に、当該団地にお住まいの方から「下水道使用料が徴収されていない。」との問合せがあり、調査を行ったところ、45棟を除く42、43、44棟及び46棟において6月～11月の6箇月間、下水道使用料が未徴収であることが判明した。</p>
	<p>当時の対応</p> <p>未徴収となっていた使用者に対し、職員が戸別訪問し、未徴収となったことのお詫びとともに、未徴収の下水道使用料を遡及して納付いただくことについての説明をした。（分割納付にも対応。） 【資料No.(2)－58－1】</p>
発生原因	<p>担当者が、当該地域について、整備状況を十分に確認せず、汚水が公共下水道へ流入していないとの先入観から、下水道使用料が徴収できないと誤った判断をしたため。</p>
再発防止対策	<p>下水道使用料の徴収地域を判断する際に、担当者1人のみで判断・確認するのではなく、複数名でのチェック体制を構築する。</p>
その他	
添付資料	【資料No.(2)－58－1】下水道使用料未徴収に関するお詫び文書